

教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書

①家庭状況・希望保育園等

練馬区教育委員会教育長宛て

令和 年 月 日

保育の必要性の認定および保育園等の利用について、つぎのとおり申請および申込みを行います。 また、区が保有する個人情報の利用に同意します。 この申込みによる保育の実施および保育料の決定のために必要とする、区が保有する個人情報の利用に同意します。 また、前記個人情報および保育料に関する情報を保育園長等に対して提供することおよび情報提供 ネットワークシステムを利用して、他の自治体へ情報照会し、事務手続きが行われることに同意します。						
保護者氏名						
保護者	住所	※練馬区外から申込みの場合は、練馬区を二重線で消していただき、都道府県名からご記入ください		転居予定	<input type="checkbox"/> 有	予定日： 年 月 日
	令和7年（2025年） 1月1日時点の住民登録地	(父) <input type="checkbox"/> 練馬区内 <input type="checkbox"/> 練馬区外（自治体名） (母) <input type="checkbox"/> 練馬区内 <input type="checkbox"/> 練馬区外（自治体名）			電話番号	第1連絡先 父・母・自宅・その他() ()
	令和8年（2026年） 1月1日時点の住民登録地	(父) <input type="checkbox"/> 練馬区内 <input type="checkbox"/> 練馬区外（自治体名） (母) <input type="checkbox"/> 練馬区内 <input type="checkbox"/> 練馬区外（自治体名）				第2連絡先 父・母・自宅・その他() ()

こちらの余白には書き込みません

家族状況 申込児童の □に チエック	番号	続柄	フリガナ 氏名	生年月日	年齢	性別	手帳	職業・学校名・通園先等	保育課使用欄
	1	世帯主		昭・平・令	歳	男・女	有・無		
	2			昭・平・令	歳	男・女	有・無		
	3			昭・平・令	歳	男・女	有・無		
	4			昭・平・令	歳	男・女	有・無		
	5			昭・平・令	歳	男・女	有・無		

※世帯員が6人以上いる場合はこの用紙をコピーしてお使いください。

記入欄には書き込みません

同居（予定）の祖父母 いない → 祖父母の状況は記入不要です。 いる → 祖父母の状況をご記入ください。

祖父母の状況	氏名	歳	電話番号	()	手帳	有・無	職業等	
	氏名	歳	電話番号	()	手帳	有・無	職業等	

※65歳未満の同居祖父母の方は保育にあたれないことを証明する書類（就労証明書等）が必要です。

認定希望日

令和 年 月 日から

 小学校就学前まで 令和 年 月 末日まで

希望順位での優先はありません。複数の団で内定圏に入った場合、その中で最上位圏に内定を出します。保育園の希望順位は通いたい順番にご記入ください。
 園ごとに受入対象年齢が異なります。受入対象年齢に該当しない園は利用調整対象外となります。

希望する保育園等 第13希望まで	1	コード() <input type="checkbox"/> 区外園	8	コード(-) <input type="checkbox"/> 区外園	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> 記入例  </div> <div style="flex: 1; text-align: right;"> <small>【企業主導型保育事業用】</small> <small>教育・保育給付認定申請オンラインフォーム</small> </div> </div>					
	2	コード(-) <input type="checkbox"/> 区外園	9	コード(-) <input type="checkbox"/> 区外園						
	3	コード(-) <input type="checkbox"/> 区外園	10	コード(-) <input type="checkbox"/> 区外園						
	4	コード(-) <input type="checkbox"/> 区外園	11	コード(-) <input type="checkbox"/> 区外園						
	5	コード(-) <input type="checkbox"/> 区外園	12	コード(-) <input type="checkbox"/> 区外園						
	6	コード(-) <input type="checkbox"/> 区外園	13	コード(-) <input type="checkbox"/> 区外園						
	7	コード(-) <input type="checkbox"/> 区外園								

※ 希望園名と園コードが不一致の場合、希望園名が反映されます。

※ 締切日を過ぎて提出された申請書については、利用希望月を直近の締切日に間に合う月に読み替えます。

※ 締切日を過ぎて提出された申請書については、利用希望月を直近の締切日に間に合う月に読み替えます。

②保護者の状況

保育を必要とする理由 (該当する項目全てに○を付けてください)	母の状況			父の状況			
	1 就労(内定を含む)	2 不存在	3 出産	1 就労(内定を含む)	2 不存在		
	4 病気	5 障害	6 介護・看護	3 病気	4 障害	5 介護・看護	
7 求職	8 就学		6 求職	7 就学			
就労(内定を含む)	事業者(会社)						
	育児休業取得(予定)期間	年月日～年月日 ※就労が理由で内定した場合、原則内定月中の復職が必要です。 重要事項確認票No.16をご確認ください。			年月日～年月日 ※就労が理由で内定した場合、原則内定月中の復職が必要です。 重要事項確認票No.16をご確認ください。		
	育児短時間勤務等を取得(予定)している場合の取得期間および勤務条件	年月日～年月日 月平均 日 時 分～時 分	年月日～年月日 月平均 日 時 分～時 分				
	単身赴任がある方のみ	赴任開始(予定)日: 年月日 赴任終了(予定)日: 年月日 赴任(予定)地: _____	赴任開始(予定)日: 年月日 赴任終了(予定)日: 年月日 赴任(予定)地: _____				
申込締切日前3か月以内に退職および転職された方は、つぎにご記入し、前職の離職票もしくは退職証明書の写しをご提出ください。							
不 ^レ 存在	退職前勤務先名						
	退職日	年月日			年月日		
	退職前契約勤務日数	月平均 日			月平均 日		
	退職前契約勤務時間	時分～時分			時分～時分		
	退職理由	自己都合・会社都合・解雇					自己都合・会社都合・解雇
	理由	死亡・離婚・未婚・失踪・拘禁 離婚前提の別居・その他()					死亡・離婚・未婚・失踪・拘禁 離婚前提の別居・その他()
発生時期	年月日(頃)から					年月日(頃)から	
出産	出産要件について	出産要件期間中(出産予定日の6週間前の月の初日から、出産日の翌日から起算して8週間を経過する月の末日まで)は、保育指指数が24点で算定されます。この期間中に内定した場合、復職は不要です。 分娩予定日: 年月日					
	①a、①b、②のいずれかに☑してください。 (求職中の方は記入不要)	<input type="checkbox"/> ① 産後休業終了後、育児休業を取得する → <input type="checkbox"/> a 産後休業終了後翌月以降も、育児休業を取得する 出産要件期間終了翌月以降は就労要件で算定されるため、内定月中の復職が必要です。 復職を望まない方は、『利用申込取下げ書』の提出をご検討ください。					
		<input type="checkbox"/> b 産後休業終了後、一旦育児休業を取得するが、同月中に復職する 出産要件期間の最終月中に復職する場合は、最終月以降は保育指指数が就労要件で算定されます。 入園月の末日までに復職し、『復職証明書』を復職後14日以内に提出してください。 (出産要件期間の最終月の前月までは、保育指指数は24点で算定されます。)					
		<input type="checkbox"/> ② 産後休業終了後、育児休業を取得せず、直ちに復職する 復職後14日以内に『復職証明書』を提出してください。利用調整時の保育指指数は就労要件で算定されます。					
病気・障害	病名・障害名						
	手帳の有無	無 ・ 有	身体障害者・精神障害者保健福祉手帳(級) 愛の手帳(療育手帳)(度)	無 ・ 有	身体障害者・精神障害者保健福祉手帳(級) 愛の手帳(療育手帳)(度)	※手帳等を申請中の場合は保育課入園相談係へご相談ください。	
介護・看護	状況	・入院(年月日から) ・通院通所(月回) ・自宅療養	・入院(年月日から) ・通院通所(月回) ・自宅療養				
	介護・看護を受ける人	氏名 (続柄:)	氏名 (続柄:)				
求職	求職活動状況	活動内容(例:(株)○○に○月○日に面接予定)					
	学校名	()					()

海外出身の方はこちらもご記入ください (For everyone except for Japanese, please fill in the blank below)		
出身国(From)	母(Mother) : (出身) I'm from()	父(Father) : (出身) I'm from()
日本語のレベル (Please check ☑ in the box)	はは ようか かいわ かいわ ようか りょうほう 母(Mother) : <input type="checkbox"/> 読み書きできる <input type="checkbox"/> 会話できる / <input type="checkbox"/> 会話・読み書き両方できない ちち ようか かいわ かいわ ようか りょうほう 父(Father) : <input type="checkbox"/> 読み書きできる <input type="checkbox"/> 会話できる / <input type="checkbox"/> 会話・読み書き両方できない	

備考欄(後日提出する予定の書類がある場合等)	
(例:母分の就労証明書、令和5年度分の父課税証明書を現在準備中です。)	
※提出予定と記入された書類については、原則不足の連絡はいたしません。	

※ 申込書を提出後、家庭状況や希望園に変更が生じた場合は、各月の申込締切日までに証明書、変更届等をご提出ください。

※ 記載内容と事実の相違があった場合、教育・保育給付認定および入園(内定)を取消すことがあります。

③確認事項

求職活動要件を希望する場合	求職の状況（あてはまるもの1つに□の上、ご署名ください）		母	父	
	教育・保育給付認定を受けた後に求職活動を開始し、指定の期間内で就労先を決定する予定である。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	現在会社訪問等を行っており、求職活動を具体的に行っている。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	活動内容 例：株○○に○月○日に履歴書を提出し、○月○日に面接予定。株△△に○月○日訪問予定。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	求職活動を理由に認定申請をする場合の注意事項 1 求職活動による認定期間は、最大3か月です。再申請を含め、求職活動要件で続けて認定することはできません。 2 就労先が決定した場合は、すみやかに就労（予定）証明書を保育課保育認定係へご提出ください。				
	上記の注意事項を確認し、求職活動状況に相違ないことを申し立てます。 また、就労先（月12日以上、かつ1日4時間以上の就労）が決定した場合、速やかに就労（予定）証明書を提出します。 認定期間に就労（予定）証明書の提出がない場合、認定が終了することを了承します。				
	令和 年 月 日 求職者氏名（自署） ※求職活動をしている本人以外の署名は無効です。				

育児休業取得中の場合	以下①～③の中であてはまるもの1つに□をしてください。 育児休業を取得したまま新たに認定を受けることは、②または③の場合に限ります。 ※認定申請請児本人のための育児休業が認定できません。				
	<input type="checkbox"/>	①認定希望月の末日までに復職を予定している。 → 入園月中の復職が必須となり、復職できなかつた場合は認定取り消しとなります。 復職後、区の指定する期限までに「復職証明書」をご提出ください。			
	<input type="checkbox"/>	②育児休業の取得前から企業主導型保育施設を利用しておられ、育児休業取得中も同一の企業主導型保育施設を利用する。 → 「育児休業」を事由に認定します。			
	<input type="checkbox"/>	③育児休業取得時に既に利用している保育施設・地域型保育事業等を3月末に卒園し、4月から企業主導型保育施設の利用を開始する。 → 「育児休業」を事由に認定します。ただし、卒園を伴わない転園（例：受入上限5歳児までの保育施設からの転園）や本園・分園間での進級制度がある場合（例：マーガレット保育園）は、認定できません。			
	3月末までの利用施設名：		左記施設の利用開始日：		

ひとり親に該当する場合	以下①・②の中であてはまるもの1つに□をしてください。				
	<input type="checkbox"/>	①離婚、死別、未婚等によりひとり親である			
	<input type="checkbox"/>	②離婚調停中、離婚裁判中、離婚協議中である			
	【ひとり親として認定する場合の注意事項】 ・前提として、配偶者・パートナーと別世帯かつ別住所である必要があります。同住所である場合には、ひとり親として認定することができません。 ・単身赴任はひとり親には該当しません。				